

SBI 証券個人型確定拠出年金 必要諸経費

個人型確定拠出年金の諸経費は、公的機関である「国民年金基金連合会」、「事務委託先金融機関（資産管理サービス信託銀行）」、と運営管理機関にあたる当社（SBI証券）にお支払いいただく金額の合計になります。

(税込)

		初期手数料		毎月の手数料		都度手数料		
対象者		加入申込者 移換申込者	運営管理機関の 変更をする者	加入者 (掛金拠出者)	運用指図者	給付を受ける者	還付を受ける者	他確定拠出年金へ移換 または他の運営管理機関へ 変更する者
内容		加入時/移換時 手数料	運営管理機関 変更時手数料	口座管理手数料 (月額)	口座管理手数料 (月額)	給付事務手数料等 (振込1回につき)	還付事務手数料等 (還付1回につき)	移換時手数料または 運用管理機関変更時 手数料
支払先	国民年金基金連合会	2,777円	—	103円(※2)	—	—	1,029円	—
	事務委託先金融機関 (資産管理サービス 信託銀行)	—	—	64円	64円	432円	432円	—
	運営管理機関 (SBI証券)	無料	無料	無料(※3)		—	648円	4,320円
合計額		2,777円 (※1)	無料	167円	64円	432円	2,109円	4,320円
徴収方法		加入者は資格取得後に初回の掛金から、移換者は移換時に個人別管理資産から徴収します。	運営管理機関の変更時に個人別管理資産から徴収します。	毎月の掛金から徴収します。(※3)	個人別管理資産から徴収します。(※3)	給付の都度、給付金から徴収します。	還付の都度、還付金から徴収します。(※4)	個人別管理資産から徴収します。(※5)

(2017/5/19 現在)

上記の金額は全て税込の金額を表示しております。

※1 当該手数料は、加入者等に対し初期費用として1回のみ徴収します。なお、移換の場合、他の確定拠出年金からの移換金額が手数料に満たない場合は、当該移換金全額を手数料とし、精算は終了するものとします。また、個人別管理資産がない場合は、直後の掛金または他の確定拠出年金からの移換金より徴収します。

※2 国民年金基金連合会が徴収する月額 103 円の手数料に関しては、掛金がない月には徴収されません。

※3 事務委託先金融機関の手数料は、掛金の拠出がなかった加入者および運用指図者もその対象となります。

① 徴収方法

掛金の拠出が無い場合、当該手数料は、個人別管理資産から手数料相当額を控除することにより徴収します。ただし、個人別管理資産が手数料相当額に満たない場合は、個人別管理資産額全額を手数料とし精算は終了します。なお、手数料相当額を控除すべき個人別管理資産が預け替えにより確定していない場合は、預け替え終了後の個人別管理資産より控除することにより徴収します。

② 個人別管理資産の売却方法

以下の算式によって算出された数量を売却いたします。なお、売却結果と手数料額に差異が生じた場合であっても加入者への追徴、返還は行わず手数料の精算は終了するものとします。

$$(A/B) \times C$$

A・・・手数料額

B・・・毎月 26 日（銀行休業日の場合は、その翌営業日）より 10 営業日以降における売却日前日の個人別管理資産の評価額

C・・・売却可能な各運用商品の売却日前日における評価額

③ 手数料の充当と収受

個人別管理資産売却によって得られた金額が 64 円を上回った場合は、事務委託先金融機関の手数料への充当後の残額全額を運営管理機関が手数料として収受するものとします。

※4 還付事務手数料等は、国民年金基金連合会、事務委託先金融機関の順に充当し、残額がある場合には残額全額を運営管理手数料として充当することにより手数料精算は終了するものとします。（運営管理機関の手数料が少ない場合の加入者への手数料の追徴等はいりません。）

※5 個人別管理資産が 4,320 円に満たない場合は、個人別管理資産額全額を運営管理手数料に充当し、手数料精算は終了するものとします。

※6 企業型確定拠出年金、厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金、企業年金連合会等からの移換が対象です。また、移換元となる前運営管理機関等で別途手数料が徴収される場合があります。詳しくは前運営管理機関等へご照会ください。

※7 老齢給付金、または障害給付金を分割年金として受け取る場合、年金受給期間中も各種手数料等をお支払いいただく必要があります。

【その他の特記事項】

※移換申込者とは、企業型確定拠出年金や企業年金から年金資産を持ち運び（移換）する者のことをいいます。

※運営管理機関の変更をする者とは、個人型確定拠出年金の運営管理機関を他の金融機関から SBI 証券へ変更する者のことをいいます。

※加入者とは、確定拠出年金制度に加入（掛金を拠出すること）し、運用指図を行っている者のことをいいます。

※運用指図者とは、確定拠出年金制度にて新規に掛金を拠出する資格を持たないが、現在ある個人別管理資産の運用指図のみ行うことができる者のことをいいます。

※還付とは、本来掛金を拠出できない方が拠出した場合に、掛金に相当する額を返還することをいい、国民年金の保険料を納付していなかった場合、加入者の資格を有していない方が拠出した場合、法令及び個人型年金規約に定める限度額を超えて拠出した場合等が該当します。

※上記の手数料体系は今後変更される可能性があります。また、上記の手数料に各運用商品に係る手数料等は含まれておりません。

・必要諸経費に関するご注意事項につきましては、「SBI 証券個人型年金プランに関する説明書」の「手数料課金についての注意点」をご確認ください。

・SBI 証券個人型確定拠出年金の概要につきましては、当社 WEB サイトをご確認ください。（<https://www.sbisek.co.jp>）